横浜税関

令和5年「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関ではテロ関連物資、不正薬物、金地金等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物や郵便物が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念されること並びに本年においては「G7 関係閣僚会合」及び「日 ASEAN 特別首脳会議」が開催されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化いたします。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間:令和5年12月5日(火)~令和5年12月20日(水)

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせてくる輸入者がいる。
- インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- <u>・パレットが通常と異なる材質・不自然に加工されている。</u>
- ・内容点検において不審な貨物を発見した。
- ・急な配送先の変更や不自然な配送先を指定してくる輸入者がいる。
- ・配送先が関係閣僚会合会場宛の不自然な貨物がある。等

フリーダイヤル シロイ クロ・

密輸ダイヤル(24時間受付) **O 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1** メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp 横浜税関ホームページ http://www.customs.go.jp/yokohama/

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」 http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm



構浜税関 H P



密輸に関する情報提供

横浜税関

末特別警戒期間

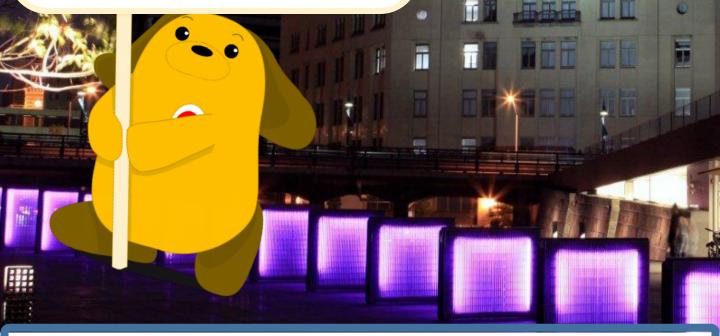
令和5年12月5日(火)~12月20日(水)

【密輸情報の提供のお願い】

あなたの情報提供が密輸防止の大きな 力となります。

身の回りで「不審物」や「怪しい言動 をする不審者」などを目にしたら、 すぐに密輸情報提供窓口に通報を!

詳しくはWEBサイトで!



密輸情報の提供のお願い

税関密輸ダイヤル (24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp E-mail

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm





